

# 社会福祉協議会

社協の地域福祉活動協力金にご協力をお願いします

総合福祉センター 1階⑦番

◆☎958-2315 ◆FAX958-3853

◆http://www.hasyakyo.net/

◆メール hasyakyo@alpha.ocn.ne.jp

## ◆愛の献血にご協力ください◆

6月14日(金) はびきのコロセアム  
7月30日(火) 羽曳野市役所  
(羽曳野ロータリークラブ共催)  
8月 9日(金) LICはびきの  
(羽曳野ライオンズクラブ共催)  
受付時間 10:00~12:00  
13:00~16:30

血液センターからの申し出により400ml献血限度での受付になります。  
献血カードをお持ちの方は、【献血方法別の次回献血可能日】をご確認ください。  
※本人確認のため、受付時に身分証明書(免許証・保険証等)の提示をお願いする場合があります。

## ◆第11回ベビーハウスまつり ~子どもは未来のたからもの~

日時 6月2日(日)9:30~11:30  
場所 ベビーハウス社協園庭・北宮公園  
(雨天の場合はベビーハウス社協の園内で行います)  
内容 保育士手作りの様々なゲームや巨大迷路など、盛りだくさんの内容を用意してお待ちしています。  
対象 地域の親子  
卒園生も待ってま〜す。  
※当日駐車場は駐輪場になります。  
徒歩・自転車・電車でお越しください。

## ◆ベビっこひろば

日時 6月12日(水)11:00~12:00  
場所 ベビーハウス社協園庭  
(雨天の場合は園内2Fなかよしひろば)  
内容 園庭で泥んこ遊びをします☆  
汚れてもいい服装で来てくださいね。  
(各自で着替え・タオル・ビニール袋など必要な物をご用意ください。)  
対象 地域の親子 ※予約不要です。

## ◆ボランティア体験プログラム

この体験プログラムは、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会の共催で、大阪府内の社会福祉施設やボランティアグループ、NPO団体の協力により、ボランティアを身近に体験してもらうためのプログラムです。この機会にボランティア活動を通してたくさんの方と出会い、自分の世界を広げてみませんか?

★ボランティア活動期間:7月1日~9月30日  
★対象者:小学生から社会人、高齢者までボランティアに関心、興味のある方  
★申込み:6月24日~9月20日(活動を希望される10日前までにお申込みください)  
★問合せ先:羽曳野市社会福祉協議会  
TEL:958-2315 ボランティア担当

## 善意のご寄付ありがとうございます

(平成25年4月)(敬称略)

理容組合	¥10,000
匿名	¥2,000
四ツ葉のクローバーの皆様	¥2,000
浅田 照次	¥20,000
浅田 悦弘	¥10,000
服部 品子	¥3,000
羽曳野市環境衛生事業協同組合	¥30,000

## 散髪ボランティアさん募集

在宅の高齢者や障がい者の方で外出が困難なため、散髪に行けない方を対象に家庭へ訪問し散髪して下さるボランティアさんを募集しています。

美容師・理容師の方、技術を活かしたボランティア活動をしてみませんか?また、以前に登録していた方もH25年度の更新手続きよろしくお願ひいたします!

詳しくは...羽曳野市社会福祉協議会  
TEL:(072)958-2315  
ボランティア担当

## 訪問介護職員(登録ヘルパー)を募集しています

資格 ヘルパー2級以上  
詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

# こちら 羽曳野けいさつ署

菅田4-2-1 ☎952-1234

## 不法滞在・不法就労 許さない みんなで守る安全な街

日本に不法滞在している外国人は、その多くが不法就労してお金を稼いでいると考えられます。その中には、安易にお金を得るために犯罪に手を染める者もあり、更には暴力団と結託し、犯罪グループとして組織化するなど、治安悪化要因の一つとなっています。

## 不法滞在・不法就労のQ&A

Q1. 不法就労の外国人が働いている会社があります。どこに連絡すればいいの?

A. 些細な情報でも警察署・入国管理局に通報・情報提供をお願いします。

Q2. 働くことを認められていない外国人を雇ったらどうなるの?

A. 重い罰則が適用される可能性があります。  
◎ 働くことが認められていない外国人を雇うまたは斡旋した  
~3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金  
◎ 営利目的で集団密航者を入国・上陸させた  
~1年以上10年以下の懲役および1000万円以下の罰金  
◎ 営利目的または偽造旅券などを外国人に提供し、不法入国・上陸を援助した  
~5年以下の懲役および500万円以下の罰金

Q3. 外国人を雇用するときは、何を確認すればいいの?

A. 外国人を雇用するときは、「パスポート」「外国人登録証明書」「就労資格証明書」「在留カード」「特別永住者証明書」などを確認し、適正な雇用に配慮してください。不安や疑問を感じた時は、いつでも警察にご相談ください。

不法滞在・不法就労の無い「安心・安全な街」づくりにご協力ください。

○ 羽曳野・藤井寺国際化推進協議会  
○ 大阪府羽曳野警察署 警備課 内線 481